

## 令和2年度 第9回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年12月7日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	<del>江藤 由之助</del>
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	<del>豊田 敏夫</del>	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

9番 江藤 由之助 13番 豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 47号	農地法第3条の申請について
議案第 48号	農地法第5条の申請について
議案第 49号	非農地証明願いについて
議案第 50号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 51号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 6号	農地法第18条6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和2年度第9回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>( 9時39分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により [ ] 委員と、 [ ] 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [ ] 並びに [ ] を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、「議案第47号」から「議案第51号」までの5議案59件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第47号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の [ ] です。本日もよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案書1ページごらんください。</p> <p>「議案第47号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 [ ] 区、 [ ]、譲受人、 [ ] 区、 [ ]、 [ ] 歳。申請の土地になります、大字 [ ] 字 [ ]、地番 [ ]、地目、台帳、現況ともに [ ]、地積 [ ] m<sup>2</sup>、ほか [ ] 筆、合計 [ ] 筆の [ ] m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田 [ ] a、畑 [ ] a、計 [ ] a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、 [ ] 農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
[ ] 委員	<p>[ ] 地区担当の [ ] です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>11月18日に、事務局と [ ] 農地委員と一緒に現地確認をいたしました。申請地は [ ] を [ ] 方面に向かい、 [ ] の付近にある土地です。</p> <p>譲渡人の [ ] さんは相続でこの土地を取得しましたが、管理ができないため、今回、申請地付近に住んでいる [ ] さんにお話しして、3条の申請に至ったようです。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回申請地付近に住んでいる、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、 [ ] さんの所有農地は、これ以外に約 [ ] aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>[ ] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 [ ] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p>

	以上です。
議長	只今、「議案第47号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質問はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第47号」「農地法第3条の申請について」、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第47号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第48号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>皆さん、おはようございます。事務局の[ ]です。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案書2ページをお願いします。</p> <p>「議案第48号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[ ]、[ ]、転用者、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。申請内容、植林用地として、申請理由は、申請地の維持管理が困難になっていることから、[ ]を植栽したい。</p> <p>こちらは、第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	<p>おはようございます。</p> <p>11月16日に[ ]農地委員と事務局とで現地を確認いたしました。</p> <p>場所の説明をいたしますと、[ ]を[ ]方面に入ると最初の信号のある[ ]付近に位置する土地です。転用者は、[ ]さんです。[ ]さんからの遺言で土地を取得するというので、転用の目的は申請地に[ ]を植栽し、管理したいとのことです。</p> <p>事務局の説明を聞き、資料を見たところ、農振除外も完了し、付近農地の営農上の問題もなく、転用に対する資力もあるため、許可して問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の[ ]さんは[ ]で、転用の目的は土地所有者で伯母にあたる[ ]さんから土地の維持管理を託されていましたが、困難となったため[ ]を植林し土地を管理することです。</p> <p>なお、[ ]さんから[ ]さんへ申請地を遺贈する旨の遺言書の写しが添付されており、法定相続人でない[ ]さんへの特定遺贈となるため、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定により本件は転用者単独の申請となります。</p> <p>立地基準です。</p>

	<p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。代替地の検討を行いました。住居に面した土地であり、土地所有者の意思を尊重したいとの思いから、この地に植林し、管理することを決したようです。</p> <p>申請地は令和2年9月1日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>一般基準です。申請地の東側は■■■、南側は■■、西側は■■■、北側は■■■にそれぞれ接しています。農地については、土地所有者から同意を得ており、転用に際し問題はありません。</p> <p>計画については、申請地の■■■㎡に、約■■本の■■■を植える予定です。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関の預金通帳の残高の写しが添付されており、確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、本申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第48号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第48号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第48号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第49号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書3ページをお願いします。</p> <p>「議案第49号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■区、■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況、駐車場、原野。転用又は耕作放棄された理由、■■■については昭和■■年頃から無断で駐車場として利用しており、■■■については狭小であるため昭和■■年頃から耕作を放棄した。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>11月16日に■■■農地委員と事務局員とで現地を確認いたしました。場所は、「議案第48号」番号1番で説明した土地で、申請人及び申請人となる理由についても同様です。申請地は、駐車場になっている土地もありましたが、始末書が提出されています。現地は原野化しており、農地として復元が困難なようです。</p>

	<p>農地委員と協議し、非農地証明願いを承認しても問題ないと判断いたしました。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>11月16日に農地委員、農業委員とで現地を確認しました。</p> <p>申請地のうち、については駐車場となっています。理由としましては、昭和年頃、申請者が無断で造成したようです。</p> <p>このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。</p> <p>本件は証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>については狭小で耕作が困難であったため、昭和年頃から耕作が放棄され、現在は竹、雑草が生い茂った状態です。この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、両筆とも、令和2年9月1日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>なお、現在の土地所有者は故さんですが、議案第48号番号1番と同様、遺言による特定遺贈の土地であるため、さんが申請人となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号2番、申請者、 、申請の土地、大字字、地番、地目、 、地積m<sup>2</sup>ほか筆、合計筆のm<sup>2</sup>。申請地の状況、山林、原野。転用又は耕作放棄された理由、父がを栽培していたが、高齢のため、平成年頃から管理できなくなり、後継者もいなかったことから、耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>特定遺贈の説明を伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>遺言によって土地を所有権移転する場合、特定遺贈と包括遺贈というのがございます。</p> <p>特定遺贈とは、遺言で具体的な農地を定めて遺贈することをいい、包括遺贈とは、具体的な農地を定めず遺産の何分の一というように遺産に対する割合を定めて遺贈することをいいます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>先月の11月16日に農地委員と現地を視察しました。</p> <p>申請地は、からおおむねkmぐらいで、をから上がった場所になります。</p> <p>ここでは、さんのお父さんがをずっと作っていましたが、現在はお亡くなりになって、荒れて耕作道もなく、山になっています。農地としての復元は困難です。そのため、農地委員と協議いたしまして、非農地証明願いを承認しても問題ないと思います。</p> <p>よろしく審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願ひます。</p>

事務局	<p>発行基準です。</p> <p>11月16日に■■■■農地委員、■■■■農業委員とで現地を確認しました。</p> <p>申請地は、申請人の父が■■■■を栽培し、維持管理していましたが、平成■■年頃から高齢により管理できなくなり、後継者もいなかったことから現在は雑木、竹、雑草が生い茂っています。この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、■■■■、■■■■に農地法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みです。</p> <p>また、令和2年9月1日に全筆農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第49号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第49号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第49号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書4ページごらんください。</p> <p>「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」農用地利用集積計画(案)の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■■■、設立■■年。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■m<sup>2</sup>ほか■■筆、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>以下、同じ借人、貸人がある場合は住所、氏名、設定期間、借人の経営面積を省略させていただきます。</p>
議長	<p>2番から54番までであり、非常にページ数も多いため、借人、貸人が同じ人については筆数も多いので、計の筆数、全面積、それと設定期間、この説明だけをしてもらいたい。</p>
事務局	<p>それでは、番号2番、ごらんください。</p> <p>申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人は先ほどと同じになります。合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>、設定期間は■■年新規で、借人の経営面積は先ほどと同じです。</p>

続きまして、番号3番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、[ ]、借人、[ ]  
[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。設定期間は[ ]年新規で、借人の経営面積は田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]a。

続きまして、番号4番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人は同じであります。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。設定期間は同じです。

続きまして、番号5番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長、光長伸彦。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。設定期間は[ ]年新規です。

続きまして、番号6番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、6ページ、ごらんください。

番号7番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号8番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、持分2分の1、[ ]、持分2分の1。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号9番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号10番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号11番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号12番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号13番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号14番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号15番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号16番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号17番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号18番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号19番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号20番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号21番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号22番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号23番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号24番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号25番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号26番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号27番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号28番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号29番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号30番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号31番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号32番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。

続きまして、番号33番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号34番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号35番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号36番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号37番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号38番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号39番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号40番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号41番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号42番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号43番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号44番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号45番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号46番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号47番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号48番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号49番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号50番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
続きまして、番号51番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地は、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。  
公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸付けとなります。これは、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>になります。

続きまして、イ、所有権の設定であります。

番号52番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長、光長伸彦、譲受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。公社の農地売買等支援事業の公社売渡しになります。

続きまして、番号53番、譲渡人同じで、譲受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。これも先ほどと同じ事業であります。

続きまして、番号54番、申請人、譲渡人、[ ]、[ ]、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長、光長伸彦。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。これは、農地売買等支援事業の公社買入れになります。

貸し手農家数[ ]戸、借り手農家数[ ]戸、利用権の設定面積は[ ]m<sup>2</sup>、所有権の設定面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]m<sup>2</sup>になります。



	<p>補足説明です。</p> <p>利用権の番号の5番から8番につきましては、公社を通じて[ ]に貸す案件になります。</p> <p>9番から11番は、[ ]さんに貸す案件です。</p> <p>12番から23番は、[ ]に貸しますが、これは[ ]地区になります。</p> <p>24番から49番も、同じく[ ]に貸しますが、これは[ ]地区になります。</p> <p>50番から51番は、[ ]さんに貸す案件になります。</p> <p>そして、所有権の移転について52番、53番については、現在、[ ]として、学校に通っている方が、この土地に[ ]を建てるということで土地を売買した案件です。</p> <p>54番につきましては、[ ]が買う案件となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
[ ]委員	<p>以前、[ ]の方が耕作していたけれど、今回、[ ]になっているようですが、関連を教えてください。</p>
事務局	<p>合併して名前が変わりました。[ ]地区の[ ]と合併により名前を変更したと聞いております。</p>
[ ]委員	<p>以前は、合意解約後、賃貸借したりしていた。</p>
事務局	<p>今回、契約期間が切れていたので新規で設定となりました。</p>
議長	<p>いいですか。ほかにないですか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第51号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書19ページ、ごらんください。</p> <p>「議案第51号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長、光長伸彦、借受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳、対象農地は、大字[ ]筆、大字[ ]筆、合計[ ]m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、借受人、[ ]区、[ ]、代表理事、[ ]、設立[ ]年、申請の土地は、大字[ ]、[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、借受人、[ ]区、[ ]、[ ]、設立[ ]</p>

	<p>年、対象農地は、大字■■■■筆、大字■■■■筆の■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳、対象農地は、大字■■■■筆の■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>次の20ページから28ページまで先ほど審議していただいた農地利用集積計画の番号5番から番号51番までの農地中間管理機構の貸し付けた土地を農地中間管理機構から19ページの方々に貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権の設定の中で既に審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第51号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第51号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第51号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第6号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書29ページをごらんください。</p> <p>「報告第6号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m<sup>2</sup>、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m<sup>2</sup>、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m<sup>2</sup>、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号4番、議案書30ページをごらんください。</p> <p>申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和2年度第9回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時25分：終了)</p>